平成30年2月28日原子力安全対策課(29-31) <15時30分時資料配付>

原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)の 原子炉設置変更許可申請について

このことについて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

記

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、ふげんの使用済燃料について、海外再処理を視野に検討を進め、技術的な目途がついたことから、「使用済燃料の処分の方法」について記載内容を変更することとし、本日、原子力規制委員会に対して、原子炉設置変更許可申請を行った。

添付資料: ふげんの原子炉設置変更許可申請の概要について

問い合わせ先(担当:西岡、内園) 内線2362・直通0776(20)0315

ふげんの原子炉設置変更許可申請の概要について

ふげんの使用済燃料については、海外再処理を視野に検討を進め、今般、技術的な目途がついたことから、「使用済燃料の処分の方法」について記載内容を変更することとし、原子炉設置変更許可の申請を行った。

○「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更

現 行:「使用済燃料は、当事業団再処理施設にて再処理を行なう。」

変更後:「使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力の

ための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。」